

議案第 7 号

俱知安町債権管理条例の一部改正について

俱知安町債権管理条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月8日提出

俱知安町長 文字 一 志

倶知安町債権管理条例の一部を改正する条例

倶知安町債権管理条例（平成24年倶知安町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第8号まで」を「第7号まで」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「3年」を「1年」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方自治法施行令第171条の5の規定との重複を解消するため現行第2号を削除するとともに、徴収停止後の経過期間を3年から1年に短縮し、回収の見込みがないと認められる場合には債権放棄を可能とするよう、所要の改正を行う。

俱知安町債権管理条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(債権の放棄)</p> <p>第14条 町長は、私債権等について、次の各号（非強制徴収公債権については、第2号から第7号まで）のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[削る]</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> 前条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から<u>1年</u>を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(債権の放棄)</p> <p>第14条 町長は、私債権等について、次の各号（非強制徴収公債権については、第2号から第8号まで）のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> 前条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から<u>3年</u>を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

○倶知安町債権管理条例の一部を改正する条例○

今回の改正ポイント

倶知安町債権管理条例第 14 条（債権の放棄）の改正

（1）条例第 14 条第 2 号の削除及び各号の繰上げ

【改正内容】

現行の第 2 号（「債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき」）を削除し、第 3 号以降を 1 号ずつ繰り上げます。

【削除理由】

地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号は、「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」を徴収停止の事由として規定しています。

失踪・行方不明の債務者はこの施行令の要件に該当し、徴収停止の措置をとった後、改正後の第 6 号（徴収停止措置後 1 年経過後も無資力等）の要件を満たした段階で債権放棄が可能となります。

したがって、現行第 2 号（失踪・行方不明等による直接放棄規定）は改正後第 6 号に含まれるため、規定の重複を解消するものとして削除するものです。

（2）改正後第 6 号の経過期間の変更（3 年→1 年）

【改正内容】

徴収停止の措置をとった後の経過期間を、現行の「3 年」から「1 年」に短縮します。

【改正理由】

地方自治法施行令第 171 条の 5 に規定する徴収停止の事由は次の 3 つです。

- ①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
- ②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- ③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

資料 1

これら3つの事由はいずれも、徴収停止の時点で客観的に回収が不可能または不合理であることが明らかな状態に該当します。特に第3号の少額債権は、その性質上、時間の経過により状況が好転する可能性が極めて低く、3年間保留することの合理的理由がありません。

また、第1号（事業廃止法人）・第2号（所在不明）の事由についても、事業の廃止や所在不明という事実は短期間で変化するものではなく、回収可能性の観点から3年と1年の間に実質的な差異は生じません。

以上から、倶知安町の適正かつ効率的な債権管理の観点から、現行の3年という期間は過大であると判断し、徴収停止後1年を経過した後においても回収の見込みがないと認められる場合には債権放棄を可能とするよう改正するものです。